

備考

この用紙の大きさは日本産業規格A4とし、二重枠線の色は黄色とする。

作成要領

この様式は、次の表の人事発令の種類欄に掲げる人事発令に使用し、様式中の「(人事発令の内容)」欄は、それぞれの同表の記載例欄の記載例により記載するものとする。

	人事発令の種類	記載例	説明
ア	法律により任期を定め	ヽヽに任命する	1 法律により任期を定めて任用
	て任用する局職員及び	任期は、年、月、	する局職員については、「臨時的
	特別職に属する局職員	日までとする	任用職員」、「会計年度任用職
	の採用発令		員」、「暫定再任用職員」、「定年
			前再任用短時間勤務職員」、「任
			期付職員」のいずれかを記載し、
			特別職に属する局職員について
			は「非常勤嘱託職員」と記載す
			る。
			2 句点は付さないものとする。
イ	他の地方公共団体の職	職員に併任する	1 他の地方公共団体から派遣さ
	員の局職員としての採		れる当該地方公共団体の職員を
	用発令		局職員に任命する採用発令に使
			用する。
			2 句点は付さないものとする。
ウ	ア及びイ以外の採用発	職員に任命する	1 句点は付さないものとする。
	令		
エ	病気休職に伴う転任等	ヽヽを命ずる	1 地方公務員法第28条第2項第
	発令		1号の規定により休職する局職
			員を現在補している職と同一の
			職制上の段階に属する他の職
			(理事、副理事又は参事の職に
			限る。) に補す転任等発令に使用
			する。
			2 新たに補す職の名称を当該職
			が置かれている部又は事業所の
			名称を冠して記載する。
			3 句点は付さないものとする。
		ヽヽ勤務を命ずる	1 地方公務員法第28条第2項第
			1号の規定により休職する局職
			員の現在補している職を解く転
			任等発令に使用する。
			2 職を解くことにより新たに勤
			務することを命じる所属の名称
			を当該所属が置かれている部又
			は事業所の名称を冠して併記す

ĺ		I	る。
			~~° 3 兼職発令に該当する場合は、
			「兼」として兼職をさせる旨を
			記載する。当該局職員に勤務す
			これがる。当成内職員に勤伤が ことを命じる所属が3以上の
			場合の所属の区切りについても
			「兼」を使用する。
	the first trade of the settle of	()(4 句点は付さないものとする。
オ	病気休職からの復職に	ヽヽ(兼ヽヽ)を命 	1 地方公務員法第28条第2項第
	伴う転任等発令	ずる	1号に掲げる事由がなくなった
			ことに伴い同号の規定による休
			職を解く局職員を現在補してい
			る職と同一の職制上の段階に属
			する他の職に補す転任等発令に
			使用する。
			2 新たに補す職の名称を当該職
			が置かれている部又は事業所の
			名称を冠して記載する。
			3 兼職発令に該当する場合は、
			「兼」として兼職をさせる旨を
			記載する。当該局職員を補す職
			が3以上の場合の職の区切りに
			ついても「兼」を使用する。
			4 句点は付さないものとする。
カ	所属統括の職に補して	丶丶部門統括	1 所属統括の職に補している技
	いる技能職員を部門統	(ヽヽ) を命ずる	能職員を部門統括の職に補す転
	括の職に補す転任等発		任等発令に使用する。
	令		2 当該部門統括の職が置かれて
			いる所属の名称を当該所属が置
			かれている部又は事業所の名称
			を冠して記載するとともに、所
			 管する担当又は部門(総務部職
			 員課長が定める課又は事業所の
			所属員で構成されるグループを
			いう。) の名称をかっこ書で付記
			する。
			^ °。 3 句点は付さないものとする。
キ	定年による退職発令	定年により本職を	1 定年により退職をさせる退職
1 '		たりにのノ神帆と	

		免ずる	発令に使用する。
			2 句点は付さないものとする。
ク	他の地方公共団体から	職員の併任を免ず	1 他の地方公共団体から派遣さ
	派遣されている局職員	る	れている局職員を退職させる退
	の退職発令		職発令に使用する。
			2 句点は付さないものとする。
ケ	キ及びク以外の退職発	願により本職を免	1 句点は付さないものとする。
	令	ずる	
コ	不利益処分等に関する	地方公務員法第28	1 地方公務員法第28条第1項各
	発令 (降任)	条第1項第丶号に	号のいずれかに該当することを
		よりヽヽ(兼ヽヽ)	理由とする降任の発令のうち、
		に降任する	給料表(1)の職務の級欄に掲げ
			る職務の級の5級以上の適用を
			受ける局職員を現在補している
			職より下位の職制上の段階に属
			する第2条第2項第1号に掲げ
			る他の職に補す発令に使用す
			る。
			2 降任により新たに補す職の名
			称を当該職が置かれている部又
			は事業所の名称を冠して記載す
			る。
			3 兼職発令に該当する場合は、
			「兼」として兼職をさせる旨を
			記載する。当該局職員を補す職
			が3以上の場合の職の区切りに
			ついても「兼」を使用する。
			4 句点は付さないものとする。
		地方公務員法第28	1 地方公務員法第28条第1項各
		条第1項第、号に	号のいずれかに該当することを
		より、級に降任す	理由とする降任の発令のうち、
		る	第2条第2項第1号に掲げる職
		、、勤務(兼、、	に補している局職員を給料表
		勤務)を命ずる	(1)の職務の級欄に掲げる3級
			以下の職務の級とする発令、給
			料表(1)の職務の級欄に掲げる
			職務の級の3級又は2級に属す
			る局職員を当該属する職務の級

			より下位の職務の級とする発令
			及び同項第2号に掲げる職に補
			している局職員を給料表(2)の
			職務の級欄に掲げる2級以下の
			職務の級とする発令に使用す
			る。
			2 降任により新たに属すること
			にする職務の級に降任する旨を
			記載するとともに、新たに勤務
			することを命じる所属の名称を
			当該所属が置かれている部又は
			事業所の名称を冠して併記す
			る。
			3 兼職発令に該当する場合は、
			「兼」として兼職をさせる旨を
			記載する。当該局職員に勤務す
			ることを命じる所属が3以上の
			場合の所属の区切りについても
			「兼」を使用する。
			4 句点は付さないものとする。
サ	不利益処分等に関する	(ヽ年ヽ月ヽ日を	1 条件付採用期間中の局職員に
	発令(条件付採用期間	もって)本職を免	対する地方公務員法第28条第1
	中の局職員に対する分	ずる	項各号のいずれかに該当するこ
	限免職)		とを理由とする免職の発令に使
			用する。
			2 「ヽ年ヽ月ヽ日をもって」の
			年月日は、条件付採用期間が終
			了する日 (労働基準法 (昭和22
			年法律第49号)第20条に規定す
			る解雇の予告をする場合におい
			て、発令日の翌日から起算して
			解雇予告に係る期間が経過する
			日が条件付採用期間が終了する
			日前であるときは、解雇予告に
			係る期間が経過する日)を記載
			する。
			3 句点は付さないものとする。
シ			

発令(サ以外の分限免 | 条第1項第、号に | 職) より(、年、月、 日をもって) 免職 する 不利益処分等に関する 地方公務員法第28 発令 (分限休職) 条第2項第、号に より、年、月、日 から、年、月、日 までの間休職を命 ずる 大阪市水道局企業 職員給与規程第34 条第、項により、 年、月、日までの 間給料、扶養手当、 地域手当及び住居 手当のそれぞれ、 分の、を給する 条第2項第1号に より引き続き、 年、月、日までの 間休職を命ずる 大阪市水道局企業 職員給与規程第34 条第、項により、 年、月、日までの

外の局職員に対する地方公務員 法第28条第1項各号のいずれか に該当することを理由とする免 職の発令に使用する。

- 2 「、年、月、日をもって」の 年月日は、労働基準法第20条に 規定する解雇の予告をする場合 に、発令日の翌日から起算して 予告に係る期間が経過する日を 記載する。
- 3 句点は付さないものとする。
- 1 地方公務員法第28条第2項各 号のいずれかに該当することを 理由とする休職の発令に使用す る。
- 2 給与の減額を伴う場合は、休 職の期間中に支給すべき給与を 併記する。
- 3 句点は付さないものとする。

地方公務員法第28 | 1 地方公務員法第28条第2項第 使用する。 2 給与の減額を伴う場合は、延 き給与を併記する。 3 句点は付さないものとする。

間給料、扶養手当、 地域手当及び住居 手当のそれぞれ、

分の、を給する

- 1号に該当することを理由とす る休職の期間を延長する発令に
- 長する休職の期間中に支給すべ

セ	不利益処分等に関する	復職を命ずる	1 地方公務員法第28条第2項各
	発令 (復職)		号に掲げる事由がなくなったこ
			とに伴い同項の規定により休職
			した局職員の当該休職を解く発
			令に使用する。
			2 句点は付さないものとする。
ソ	 不利益処分等に関する	地方公務員法第28	1 地方公務員法第28条第1項各
	発令(降給)	条第1項第、号に	号のいずれかに該当することを
		より、級、号給に	理由とする降給の発令に使用す
		降給する	る。
		14世)の	2 降給処分として決定した新た
			な号給を当該号給が属する職務
			の級とともに記載する。
			3 句点は付さないものとする。
タ	不利益処分等に関する	地方公務員法第29	1 地方公務員法第29条第1項各
	発令(戒告)	条第1項第丶号に	号のいずれかに該当することを
	光节 (风口)	より懲戒処分とし	理由とする戒告の発令に使用す
		より感放処分とし て戒告する	
		(成合りつ	る。 2 句点は付さないものとする。
チ	オリ光加八笠に関 身で	地士公教是汝签90	
)	不利益処分等に関する 発令(減給)	地方公務員法第29	1 地方公務員法第29条第1項各
	光	条第1項第、号に	号のいずれかに該当することを
		より懲戒処分とし	理由とする減給の発令に使用す
		て平均賃金の1日	る。
		分の2分の1	2 句点は付さないものとする。
		(ヽヽ円)を減ず	
,))	プション フェース フェース フェース フェース フェース フェース フェース フェース	る	1 地十八双只计签00及签1万万
ツ	不利益処分等に関する	地方公務員法第29	1 地方公務員法第29条第1項各
	発令 (停職)	条第1項第、号に	号のいずれかに該当することを
		より懲戒処分とし	理由とする停職の発令に使用す
		て、年、月、日か	5.
		ら、年、月、日ま	2 句点は付さないものとする。
	アイロン An ハ かつ - 月日 しゅ	での間停職にする	1 14 + 1 34 P 14 14 00 0 14 14 - T 19
テ	不利益処分等に関する	地方公務員法第29	1 地方公務員法第29条第1項各
	発令(懲戒免職)	条第1項第、号に	号のいずれかに該当することを
		より懲戒処分とし	理由とする免職の発令に使用す
		て免職する	る。
			2 句点は付さないものとする。

,		W/ KI A /4- /1 VI. 66	What has A the II VI to a control in the
1	不利益処分等に関する	労働安全衛生法第	1 労働安全衛生法第68条の規定
	発令(就業禁止)	68条により就業を	により局職員の就業を禁止する
		禁ずる	発令に使用する。
			2 句点は付さないものとする。
ナ	不利益処分等に関する	、年、月、日をも	1 労働安全衛生法第68条の規定
	発令 (就業禁止の解除)	って労働安全衛生	による局職員に対する就業を禁
		法第68条による就	止する命令を解く発令に使用す
		業の禁止を解く	る。
			2 句点は付さないものとする。
	局職員からの申出によ	ヽヽ(兼ヽヽ)を命	1 局職員からの申出による降任
	る降任の発令	ずる	の発令のうち、給料表(1)の職務
			の級欄に掲げる職務の級の5級
			以上の適用を受ける局職員を現
			在補している職より下位の職制
			上の段階に属する第2条第2項
			第1号に掲げる他の職に補す発
			令に使用する。
			2 降任により新たに補す職の名
			称を当該職が置かれている部又
			は事業所の名称を冠して記載す
			る。
			3 兼職発令に該当する場合は、
			「兼」として兼職をさせる旨を
			記載する。当該局職員を補す職
			が3以上の場合の職の区切りに
			ついても「兼」を使用する。
			4 句点は付さないものとする。
		、、勤務(兼、、	1 局職員からの申出による降任
		勤務)を命ずる	の発令のうち、第2条第2項第
			1号に掲げる職に補している局
			職員を給料表(1)の職務の級欄
			に掲げる3級以下の職務の級と
			する発令、給料表(1)の職務の級
			欄に掲げる職務の級の3級又は
			2級に属する局職員を当該属す
			る職務の級より下位の職務の級
			とする発令及び同項第2号に掲
			げる職に補している局職員を給

料表(2)の職務の級欄に掲げる 2級以下の職務の級とする発令 に使用する。

- 2 降任により新たに属すること にする職務の級に降任する旨を 記載するとともに、新たに勤務 することを命じる所属の名称を 当該所属が置かれている部又は 事業所の名称を冠して併記す る。
- 3 兼職発令に該当する場合は、 「兼」として兼職をさせる旨を 記載する。当該局職員に勤務す ることを命じる所属が3以上の 場合の所属の区切りについても 「兼」を使用する。
- 4 句点は付さないものとする。

労働条件通知書(、、、職員)			
(-1)	(人事発令	の年月日)	
(氏名) 様	大阪 大阪	市水道局長	
	ける労働条件は次のとおりです。		
任用期間			
所属及び所在地			
補職			
従事すべき業務の内容			
始業及び終業の時刻、所定 労働時間を超える労働の有 無、休憩時間			
休日			
休暇			
給与	給料月額		
	各種手当		
	期末手当・勤勉手当		
	退職手当		
	給与締切日		
	給与支給日		
	給与支給時の控除 (法定控除以外)		
退職に関する事項	(伍在主体以下)		
任用期間の更新の有無			
王座のK田			
再度の任用			
その他			

備考

この用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

作成要領

「、、、職員」には、人事発令を受ける局職員の種類(「臨時的任用職員」、「会計年度任用職員」、「暫定再任用職員」、「定年前再任用短時間勤務職員」、「任期付職員」、「非常勤嘱託職員」)を記載する。

別記第3号様式(第4条関係)

(1) 職に補さない転任等発令及び兼職発令

人 事 発 令

(人事発令の年月日)付けで、次のとおり人事異動を発令する。

大阪市水道局長

新所属	現所属	氏名
	 ((庁内ポータルサイトへの:	[掲載年月日)掲載)

- 1 この様式は、次に掲げる人事発令に使用する。
 - (1) 次に掲げる転任等発令
 - ア 第2条第4項第1号に掲げる発令
 - イ 第2条第4項第5号に掲げる発令で所属に勤務することを命じるもののうち、本市職員以外の者から新たに市長の事務を補助する職員として任命された者を当該任命された日に局職員に任命し一旦総務部職員課に勤務することを命じる発令以外の発令
 - ウ 所属に勤務することを命じている局職員に係る第2条第4項第6号に掲げる発 令
 - エ 第2条第4項第7号に掲げる発令で同項第1号に掲げる発令又は同項第5号に 掲げる発令(所属に勤務することを命じる発令に限る。)をした上で行うもの
 - オ 第2条第4項第8号に掲げる発令で派遣を解く者に所属に勤務することを命じるもの
 - カ 所属に勤務することを命じている局職員に係る第2条第4項第9号に掲げる発 令
 - キ 第2条第4項第10号に掲げる発令
 - ク 第2条第4項第11号に掲げる発令
 - (2) 次に掲げる兼職発令
 - ア 2以上の所属に勤務することを命じる発令
 - イ 1以上の所属に勤務することを命じるとともに、他の任命権者の職員として勤 務することを命じる発令
 - ウ 現在勤務している局職員を当該所属に加えて他の1以上の所属に勤務すること を命じる発令
 - エ 現在勤務している局職員を当該所属に加えて他の任命権者の職員として勤務することを命じる発令
 - オ 他の任命権者の職員を更に局職員に任命し、1以上の所属に勤務することを命

じる発令

- 2 作成する単位は、次に掲げるとおりとする。ただし、(1)に掲げる人事発令の件数が 多数である場合は、事務職員及び技術職員ごとに作成する。
 - (1) 事務職員及び技術職員に対する 1 o(1)のア及びウからオまでに掲げる転任等発令 並びに 1 o(2)に掲げる兼職発令
 - (2) 事務職員及び技術職員に対する1の(1)のイ及びカに掲げる転任等発令
 - (3) 技能職員に対する1の(1)のア及びウに掲げる転任等発令並びに1の(2)のア及びウに掲げる兼職発令
 - (4) 1の(1)のキに掲げる転任等発令
 - (5) 1の(1)のクに掲げる転任等発令
- 3 新所属欄に記載する内容は、次のとおりとする。
 - (1) 局職員に所属に勤務することを命じる人事発令をする場合は、当該局職員に勤務 することを命じる所属を記載する。この場合において、当該所属が2以上(当該局 職員が他の任命権者から当該他の任命権者の直近下位の内部組織(大阪市市長直轄 組織設置条例(平成24年大阪市条例第12号)第1条に掲げる組織、大阪市事務分掌 条例 (昭和38年大阪市条例第31号) 第1条に掲げる組織、会計室、消防局、危機管理 室、大阪市事業所事務分掌規則(昭和37年大阪市規則第5号)別表第1に掲げる事 業所及び区役所、教育委員会事務局、学校園及び学校以外の教育機関並びに行政委 員会事務局並びに市会事務局をいい、以下この作成要領において「局等」という。) に勤務することを命じられている他の任命権者の職員を更に局職員として任命した ものであるときは、1以上)であるときは、当該所属及び兼職をさせる旨を記載す る。なお、他の任命権者の職員に局職員として所属に勤務することを命じる場合に は当該他の任命権者の職員を局職員に任命することになり、また、本市以外のもの に派遣している局職員を所属に勤務することを命じる場合には派遣を解いた上で (本市以外のものに退職派遣者等として派遣している者を所属に勤務することを命 じる場合には派遣を解き局職員に任命した上で)当該所属に勤務することを命じる ことになるが、局職員として所属に勤務することを命じることは局職員に任命する ことが前提となり、また、本市以外のものに派遣している局職員に所属に勤務する ことを命じることは派遣を解くこと(退職派遣者等として派遣している者にあって は派遣を解き局職員に任命すること)が前提となることから、派遣を解く旨又は局 職員に任命する旨は記載しない。
 - (2) 局職員に現在勤務することを命じている所属に加えて他の任命権者の職員として 勤務することを命じる兼職発令をする場合は、当該局職員が他の任命権者から勤務 することを命じられることになる局等を記載した上で、兼職をさせる旨を記載する。
 - (3) 2以上の所属に勤務する兼職を命じている局職員の当該兼職の全部又は一部を解く転任等発令及び他の任命権者から局等に勤務することを命じられている他の任命権者の職員で更に局職員に任命し1以上の所属に勤務する兼職を命じているものの当該兼職の全部を解く転任等発令をする場合は、当該兼職を解く勤務に係る所属及

び兼職を解く旨を記載する。なお、他の任命権者から局等に勤務することを命じられている他の任命権者の職員の局職員として1以上の所属に勤務する兼職の全部を解く場合には当該他の任命権者の職員を局職員として退職させることになるが、当該1以上の所属に勤務する兼職の全部を解くことは当然に当該他の任命権者の職員を局職員として退職させることになることから、退職させる旨は記載しない。

- (4) 所属に勤務することに加えて他の任命権者の職員として勤務することを命じている局職員の当該他の任命権者の職員としての勤務に係る兼職の全部又は一部を解く転任等発令をする場合は、当該兼職を解く勤務に係る局等を記載した上で、当該兼職を解く旨を記載する。
- (5) 局職員を本市以外のものに派遣する転任等発令(国の行政機関に派遣し当該国の 行政機関の職員として在職させる転任等発令を除く。)をする場合は、当該局職員が 属することになる所属を記載し、派遣先の法人等の名称及び当該法人等に派遣する 旨を併記する。なお、当該局職員を退職派遣者等として派遣する場合には当該局職 員を退職させることになるが、退職派遣者等として派遣することは当該法人等の名 称から明らかであることから、退職させる旨は記載しない。
- (6) 所属に勤務することを命じている局職員を退職させて他の任命権者の職員とする 転任等発令をする場合は、当該局職員が他の任命権者から勤務することを命じられ ることになる局等を記載する。この場合において、当該局職員が他の任命権者から 本市以外のものに派遣されるときは、派遣先の法人等の名称及び当該法人等に派遣 される旨を併記する。なお、当該局職員については、他の任命権者の職員となるこ とにより局職員として退職させることになり、また、当該局職員を本市以外のもの に派遣している場合にあっては、当該派遣を解いて局職員として退職させることに なることが明らかであることから、派遣を解く旨又は退職させる旨は記載しない。
- (7) 1の(1)のキに掲げる転任等発令をする場合は、当該技能職員を給料表(1)の適用を受ける局職員とする旨及び当該技能職員に勤務することを命じる所属を記載する。
- (8) 1の(1)のクに掲げる転任等発令をする場合は、当該技能職員に水道局技能職員の 局内転任制度に関する要綱第4条第1項に規定する業務(以下この作成要領におい て「局内転任実務研修業務」という。)に従事することを命じる旨及び当該技能職員 に当該局内転任実務研修業務に従事するため勤務することを命じる所属を記載する。
- (9) 次の表の記載例により記載する。

	記載例	説明
ア	ヽヽ部ヽヽ課	1 局職員に1の所属に勤務することを命じる転任
		等発令及び他の任命権者の職員を局職員に任命し
		1の所属に勤務することを命じる転任等発令の記
		載例である。
		2 当該局職員に勤務することを命じる所属の名称
		を当該所属が置かれている部又は事業所の名称を
		冠して記載する。

- 3 他の任命権者の職員に所属に勤務することを命 じる場合には当該他の任命権者の職員を局職員に 任命することになるが、局職員に任命する旨は記 載しない。
- 4 本市以外のものに派遣している局職員の派遣を 解いて所属に勤務することを命じる場合には派遣 を解いた上で当該所属に勤務することを命じるこ とになり、また、本市以外のものに退職派遣者等 として派遣している者の派遣を解いて所属に勤務 することを命じる場合には派遣を解き局職員に任 命した上で当該所属に勤務することを命じること になるが、派遣を解く旨又は局職員に任命する旨 は記載しない。

イ \ \ 部 \ \ 課兼 \ \ 部 \ \ 課 (兼 \ \ 部 \ \ 課)

- 1 局職員に2以上の所属に勤務することを命じる 兼職発令の記載例である。
- 2 当該局職員に勤務することを命じるそれぞれの 所属の名称を当該各所属が置かれている部又は事 業所の名称を冠して記載するとともに、兼職をさ せる旨を記載する。
- 3 当該局職員に勤務することを命じる所属が3以上の場合の所属の区切りについても「兼」を使用する。
- 4 本市以外のものに派遣している局職員の派遣を解いて所属に勤務することを命じる場合には派遣を解いた上で当該所属に勤務することを命じることになり、また、本市以外のものに退職派遣者等として派遣している者の派遣を解いて所属に勤務することを命じる場合には派遣を解き局職員に任命した上で当該所属に勤務することを命じることになるが、派遣を解く旨又は局職員に任命する旨は記載しない。

ウ 、 部、、課兼、、局、、部、、課(兼、、局、、部、、課)

- 1 局職員を1の所属に勤務することを命じるとと もに、他の任命権者の職員として勤務することを 命じる兼職発令の記載例である。
- 2 当該局職員に勤務することを命じる所属の名称 を当該所属が置かれている部又は事業所の名称を 冠して記載するとともに、当該局職員が他の任命 権者の職員として当該他の任命権者から勤務する

- ことを命じられることになる局等の組織の名称を 当該組織が置かれている局等及び当該局等の内部 組織の名称を冠して記載した上で、兼職をさせる 旨を記載する。
- 3 他の任命権者から勤務することを命じられることになる局等の組織が2以上の場合の組織の区切りについても「兼」を使用する。
- 4 本市以外のものに派遣している局職員の派遣を解いて所属に勤務することを命じる場合には派遣を解いた上で当該所属に勤務することを命じることになり、また、本市以外のものに退職派遣者等として派遣している者の派遣を解いて所属に勤務することを命じる場合には派遣を解き局職員に任命した上で当該所属に勤務することを命じることになるが、派遣を解く旨又は局職員に任命する旨は記載しない。

エ ヽヽ部ヽヽ課(、ヽヽ 部、ヽ課) 兼務

- 1 局職員に現在勤務することを命じている所属に加えて他の1以上の所属に勤務することを命じる兼職発令及び他の任命権者から局等に勤務することを命じられている他の任命権者の職員を更に局職員に任命し当該局等に加えて1以上の所属に勤務することを命じる兼職発令の記載例である。
- 2 加えて勤務することを命じる所属の名称を当該 所属が置かれている部又は事業所の名称を冠して 記載するとともに、兼職をさせる旨を記載する。
- 3 加えて勤務することを命じる所属が2以上の場合の所属の区切りには「、」を使用する。
- 4 他の任命権者の職員に局等に加えて所属に勤務 することを命じる場合には当該他の任命権者の職 員を局職員に任命することになるが、局職員に任 命する旨については記載しない。

才 \ \ 局 \ \ 部 \ \ 課 (、 \ \ 局 \ \ \ 部 \ \ \ 部 \ \ \ 部 \ \ \ 和 \ \ 和 \ \ 和 \ \ 和 \ \ 和 \ \ 和 \ \ 和 \ \ 和 \ \ 和 \ \ 和 \ 和 \ \ 和 \ \ 和 \ \ 和 \ \ 和 \ \ 和 \ \ 和 \ \ 和 \ \ 和 \ \ 和 \ \ 和 \ \ 和 \ \ 和 \ \ \ 和 \ \ A \ \ \ A \ \ A \ \ A \ \ A \ \ A \ \ A \ A \ \ A \ \ A \ \ A \ \ A \ \ A \ \ A \

- 1 局職員に現在勤務することを命じている所属に加えて他の任命権者の職員として勤務することを 命じる兼職発令の記載例である。
- 2 当該局職員が他の任命権者の職員として当該他 の任命権者から勤務することを命じられることに なる局等の組織の名称を当該組織が置かれている 局等及び当該局等の内部組織の名称を冠して記載

した上で、兼職をさせる旨を記載する。 3 他の任命権者から勤務することを命じられるこ とになる局等の組織が2以上の場合の組織の区切 りには「、」を使用する。 ヽヽ局ヽヽ部ヽヽ課 1 他の任命権者の職員が当該他の任命権者から局 兼、、部、、課 等に勤務することを命じられるのに併せて、当該 (兼、、部、、課) 他の任命権者の職員を更に局職員に任命し1以上 の所属に勤務することを命じる兼職発令の記載例 である。 2 当該他の任命権者の職員が他の任命権者から勤 務することを命じられることになる局等の組織の 名称を当該組織が置かれている局等及び当該局等 の内部組織の名称を冠して記載するとともに、当 該他の任命権者の職員を局職員に任命して勤務す ることを命じる所属の名称を当該所属が置かれて いる部又は事業所の名称を冠して記載した上で、 兼職をさせる旨を記載する。 3 当該他の任命権者の職員を局職員に任命して勤 務することを命じる所属が2以上の場合の所属の 区切りについても「兼」を使用する。 4 他の任命権者の職員を更に局職員に任命する旨 は記載しない。 免丶丶部丶丶課 1 現在2以上の所属に勤務することを命じている (、ヽヽ部ヽヽ課) 兼 局職員の兼職を解く転任等発令及び他の任命権者 務 から局等に勤務することを命じられている当該他 の任命権者の職員で更に局職員に任命し1以上の 所属に勤務することを命じているものの当該1以 上の所属に勤務する兼職の全部又は一部を解く転 任等発令の記載例である。 2 兼職を解く所属の名称を当該所属が置かれてい る部又は事業所の名称を冠して記載するととも に、兼職を解く旨を記載する。 3 兼職を解く所属が2以上の場合の所属の区切り には「、」を使用する。 4 当該他の任命権者の職員の局職員としての1以 上の所属に勤務する兼職の全部を解く場合には、 当該他の任命権者の職員については局職員として 退職させることになるが、退職させる旨について

		は記載しない。
<i>D</i>	免、局、部、 課(、、局、、 部、課)兼務	1 現在勤務することを命じている所属に加えて他の任命権者の職員として勤務することを命じている局職員の当該他の任命権者の職員としての勤務に係る兼職の全部又は一部を解く転任等発令の記載例である。 2 当該局職員が他の任命権者から勤務することを命じられている局等の組織の名称を当該組織が置かれている局等及び当該局等の内部組織の名称を冠して記載した上で、兼職を解く旨を記載する。 3 他の任命権者から勤務することを命じられている局等の組織が2以上の場合の組織の区切りには「、」を使用する。
T	、、部、、課、、派遣	1 局職員に他の所属に勤務することを命じた上で本市以外のものに派遣する転任等発令(国の行政機関に派遣し当該国の行政機関の職員として在職させる転任等発令を除く。)の記載例である。 2 当該局職員が属することになる所属の名称を当該所属が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載するとともに、派遣先の法人等の名称及び当該法人等に派遣する旨を併記する。 3 退職派遣者等として派遣する局職員については退職させることになるが、退職させる旨については記載しない。
コ	、、局(兼、、局)	1 局職員を退職させて他の任命権者の職員とする 転任等発令の記載例である。 2 当該局職員が他の任命権者から勤務することを 命じられることになる局等の名称を記載する。 3 他の任命権者から勤務することを命じられるこ とになる局等が2以上の場合の局等の区切りには 「兼」を使用する。 4 他の任命権者において本市以外のものに派遣さ れる場合の記載は、この表の局職員の記載例の例 による。 5 退職させる旨については記載しない。
サ	(事務職員・転任) ハハ部ハハ課	1 技能職員を給料表(1)の適用を受ける事務職員とする人事発令の記載例である。

- 2 冒頭にまとめて「(事務職員・転任)」とするこ とにより給料表(1)の適用を受ける事務職員とす る旨を記載した上で、各技能職員に給料表(1)の適 用を受ける事務職員として勤務することを命じる 所属の名称を当該所属が置かれている部又は事業 所の名称を冠して記載する。 3 技能職員を給料表(1)の適用を受ける技術職員 とする人事発令の記載例については、この記載例 の例による。 (局内転任制度実務 1 技能職員に局内転任実務研修業務に従事するこ 研修者) とを命じる人事発令の記載例である。 ヽ、部、、課 2 冒頭にまとめて「(局内転任制度実務研修者)」 とすることにより局内転任実務研修業務に従事す ることを命じる旨を記載した上で、各技能職員に 局内転任実務研修業務に従事するため勤務する所 属の名称を当該所属が置かれている部又は事業所 の名称を冠して記載する。
- 4 2の(1)に掲げる人事発令については、事務職員及び技術職員ごとにまとめ、その順に記載し、それぞれの冒頭に「(事務職員)」及び「(技術職員)」と記載する。なお、2 のただし書により事務職員及び技術職員ごとに作成する場合は、それぞれの冒頭に「(事務職員)」及び「(技術職員)」と記載する。
- 5 2の(2)に掲げる人事発令については、1の(1)のイに掲げる転任等発令及び1の(1)のカに掲げる転任等発令ごとにまとめ、その順に記載し、1の(1)のカに掲げる転任等発令の冒頭に「【他の任命権者へ】」と記載する。次に、事務職員及び技術職員ごとにまとめ、その順に記載し、それぞれの冒頭に「(事務職員)」及び「(技術職員)」と記載する。
- 6 2の(3)に掲げる人事発令については、冒頭に「(技能職員)」と記載する。
- 7 2の(4)に掲げる人事発令については、給料表(1)の適用を受ける事務職員及び給料表 (1)の適用を受ける技術職員の順に記載する。
- 8 現所属欄に記載する内容は、次のとおりとする。
 - (1) 人事発令の対象者が局職員である場合は、当該局職員に現在勤務することを命じている所属を記載するとともに、現在本市以外のものに派遣している局職員については、派遣先の法人等の名称及び当該法人等に派遣している旨を併記する。
 - (2) 人事発令の対象者が他の任命権者の職員である場合は、その者が現在勤務することを命じられている局等を記載するとともに、本市以外のものに派遣されている者については、派遣先の法人等の名称及び当該法人等に派遣されている旨を併記する。
 - (3) 次の表の記載例により記載する。

記載例	説明
-----	----

ア	` \\部\\課	1 現在1の所属に勤務することを命じている局職
		員で本市以外のものに派遣していないものについ
		ての記載例である。
		2 現在当該局職員に勤務することを命じている所
		属の名称を当該所属が置かれている部又は事業所
		の名称を冠して記載する。
1	、、部、、課兼、、	1 現在2以上の所属に勤務することを命じている
	部、、課(兼、、	局職員についての記載例である。
	部、、課)	2 現在当該局職員に勤務することを命じているそ
		れぞれの所属の名称を当該各所属が置かれている
		部又は事業所の名称を冠して記載するとともに、
		兼職をさせている旨を記載する。
		3 当該局職員に勤務することを命じている所属が
		3以上の場合の所属の区切りについても「兼」を
		使用する。
ウ	'\'部\\課兼\\	1 現在1以上の所属に勤務することを命じるとと
	局、、部、、課	もに当該所属に勤務することに加えて他の任命権
	(兼、、局、、	者の職員として勤務することを命じている局職員
	部、、課)	についての記載例である。
		2 現在勤務することを命じている所属の名称を当
		該所属が置かれている部又は事業所の名称を冠し
		て記載するとともに、当該局職員が他の任命権者
		の職員として当該他の任命権者から勤務すること
		を命じられている局等の組織の名称を当該組織が
		置かれている局等及び当該局等の内部組織の名称
		を冠して記載した上で、兼職をさせている旨を記
		載する。
		3 勤務することを命じている所属及び他の任命権
		者から勤務することを命じられている組織が3以
		上の場合の所属又は組織の区切りについても「兼」
		を使用する。
ユ	. 、、局、、部、、課	1 現在他の任命権者の職員として当該他の任命権
	兼、、部、、課	者から局等に勤務することを命じられているとと
	(兼、、部、、課)	もに当該局等に勤務することに加えて更に局職員
		に任命し1以上の所属に勤務することを命じてい
		る者についての記載例である。
		2 現在他の任命権者の職員として当該他の任命権
1	1	

者から勤務することを命じられている局等の組織

		の名称を当該組織が置かれている局等及び当該局	
		等の内部組織の名称を冠して記載するとともに、	
		局職員に任命して勤務することを命じている所属	
		の名称を当該所属が置かれている部又は事業所の	
		名称を冠して記載した上で、兼職をさせている旨	
		を記載する。	
		3 局職員に任命して勤務することを命じている所	
		属が2以上の場合の所属の区切りについても「兼」	
		を使用する。	
オ	ヽヽ部ヽヽ課	1 現在所属に勤務することを命じた上で、本市以	
	ヽヽ派遣	外のものに派遣している局職員についての記載例	
		である。	
		2 現在当該局職員が属している所属の名称を当該	
		所属が置かれている部又は事業所の名称を冠して	
		記載するとともに、派遣先の法人等の名称及び当	
		該法人等に派遣している旨を併記する。	
力	丶丶局	1 他の任命権者の職員で本市以外のものに派遣さ	
		れていないものについての記載例である。	
		2 現在当該他の任命権者の職員が勤務することを	
		命じられている局等の名称を記載する。	
		3 現在当該他の任命権者の職員が2以上の局等に	
		勤務することを命じられている場合の局等の区切	
		りの記載は、この表の現在2以上の所属に勤務す	
		ることを命じている局職員の記載例の例による。	
キ	丶丶局	1 現在他の任命権者の職に補されていない他の任	
	ヽヽ派遣	命権者の職員で、本市以外のものに派遣されてい	
		る他の任命権者の職員についての記載例である。	
		2 現在当該他の任命権者の職員が属している局等	
		の名称を記載するとともに、派遣先の法人等の名	
		称及び当該法人等に派遣されている旨を併記す	
		る。	

(2) 補職に係る転任等発令及び兼職発令

人 事 発 令

(人事発令の年月日)付けで、次のとおり人事異動を発令する。

大阪市水道局長

新職	現職	氏名

((庁内ポータルサイトへの掲載年月日)掲載)

- 1 この様式は、次に掲げる人事発令に使用する。
 - (1) 次に掲げる転任等発令
 - ア 第2条第4項第2号に掲げる発令(第3条第1項第1号イ(ア)及び(イ)に掲げる 発令を除く。)
 - イ 第2条第4項第3号に掲げる発令(第3条第1項第1号イ(ウ)に掲げる発令を除 く。)
 - ウ 第2条第4項第4号に掲げる発令
 - エ 第2条第4項第5号に掲げる発令で職に補すもの
 - オ 職に補している局職員に係る第2条第4項第6号に掲げる発令
 - カ 第2条第4項第7号に掲げる発令で同項第2号に掲げる発令又は同項第5号に 掲げる発令(職に補す発令に限る。)をした上で行うもの
 - キ 第2条第4項第8号に掲げる発令で派遣を解く者を職に補すもの
 - ク 職に補している局職員に係る第2条第4項第9号に掲げる発令
 - (2) 次に掲げる兼職発令(第3条第1項第1号イ(イ)、工及び才に掲げる発令に該当するものを除く。)
 - ア 2以上の職に補す発令
 - イ 1以上の職に補すとともに、他の任命権者の職員として勤務することを命じる 発令
 - ウ 職に補している局職員を当該職に加えて他の1以上の職に補す発令
 - エ 職に補している局職員に当該職に加えて他の任命権者の職員として勤務することを命じる発令
 - オ 他の任命権者の職員を更に局職員に任命し、1以上の職に補す発令
- 2 作成する単位は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 1 O(1)のア、エ、オ、キ及びクに掲げる転任等発令、1 O(1)のカに掲げる転任等発令で(4)に掲げるもの以外のもの並びに1 O(2)に掲げる兼職発令
 - (2) 1の(1)のイに掲げる転任等発令
 - (3) 1の(1)のウに掲げる転任等発令

- (4) 1の(1)のカに掲げる転任等発令で国の行政機関に派遣するもの
- 3 新職欄等に記載する内容は、次のとおりとする。
 - (1) 局職員を職に補す人事発令をする場合は、当該局職員を補す職を記載する。この場合において、当該職が2以上(当該局職員が他の任命権者の職に補されている当該他の任命権者の職員を更に局職員として任命したものであるときは、1以上)であるときは、当該職及び兼職をさせる旨を記載する。なお、他の任命権者の職員を職に補す場合には当該他の任命権者の職員を局職員に任命することになり、また、本市以外のものに派遣している局職員を職に補す場合には派遣を解いた上で(本市以外のものに退職派遣者等として派遣している者を職に補す場合には派遣を解き局職員に任命した上で)当該職に補すことになるが、職に補すことは局職員に任命することが前提となり、また、本市以外のものに派遣している局職員を職に補すことは派遣を解くこと(退職派遣者等として派遣している者にあっては派遣を解き局職員に任命すること)が前提となることから、派遣を解く旨又は局職員に任命する旨は記載しない。
 - (2) 第2条第2項第1号に掲げる職に補している局職員に当該職に加えて他の任命権者の職員として勤務することを命じる兼職発令をする場合は、当該局職員が他の任命権者から補されることになる当該他の任命権者の職を記載した上で、兼職をさせる旨を記載する。
 - (3) 第2条第2項第1号に掲げる職に補している局職員で他の1以上の同号に掲げる職の兼職をさせているものの当該兼職の全部又は一部を解く転任等発令及び他の任命権者から1以上の当該他の任命権者の職に補されている他の任命権者の職員で1以上の第2条第2項第1号に掲げる職に補しているものの当該同号に掲げる職の兼職の全部を解く転任等発令をする場合は、当該兼職を解く職及び兼職を解く旨を記載する。なお、他の任命権者の職員の局職員としての第2条第2項第1号に掲げる職の兼職の全部を解く場合には当該他の任命権者の職員を局職員として退職させることになるが、同号に掲げる職の兼職の全部を解くことは当然に当該他の任命権者の職員を局職員として退職させることになることから、退職させる旨は記載しない。
 - (4) 1以上の第2条第2項第1号に掲げる職に補している局職員で他の任命権者から 1以上の当該他の任命権者の職に補されているものの当該他の任命権者の職員とし ての勤務に係る兼職の全部又は一部を解く転任等発令をする場合は、当該兼職を解 く勤務に係る他の任命権者の職を記載した上で、当該兼職を解く旨を記載する。
 - (5) 局職員を第2条第2項第1号に掲げる職に補した上で本市以外のものに派遣する 転任等発令(国の行政機関に派遣し当該国の行政機関の職員として在職させる転任 等発令を除く。)をする場合は、当該局職員を補す職を記載するとともに、派遣先の 法人等の名称及び当該法人等に派遣する旨を併記する。なお、当該局職員を退職派 遣者等として派遣する場合には当該局職員を退職させることになるが、退職派遣者 等として派遣することは当該法人等の名称から明らかであることから、退職させる 旨は記載しない。

- (6) 局職員を第2条第2項第1号に掲げる職に補した上で国の行政機関に派遣し当該国の行政機関の職員として在職させる転任等発令をする場合は、当該局職員を補す職を記載するとともに「※」を付した上で、表の欄外に、同条第4項第7号ウに掲げる者として派遣する場合にあっては派遣先の国の行政機関の名称及び発令日付けで退職しその翌日付けで当該国の行政機関の職員となる予定である旨を記載する。
- (7) 第2条第2項第1号に掲げる職に補している局職員を退職させて他の任命権者の職員とする転任等発令をする場合は、当該局職員が他の任命権者から補されることになる当該他の任命権者の職を記載する。この場合において、当該局職員が他の任命権者から本市以外のものに派遣されるときは、派遣先の法人等の名称及び当該法人等に派遣される旨を併記する。なお、当該局職員については、他の任命権者の職員となることにより局職員として退職させることになり、また、当該局職員を本市以外のものに派遣している場合にあっては、当該派遣を解いて局職員として退職させることになることが明らかであることから、派遣を解く旨又は退職させる旨は記載しない。
- (8) 次の表の記載例により記載する。

	記載例	説明		
ア	、、部、、課、、	1 局職員を1の職に補す転任等発令及び他の任命		
		権者の職員を局職員に任命し1の職に補す転任等		
		発令の記載例である。		
		2 当該局職員を補す職の名称を当該職が置かれて		
		いる部又は事業所の名称を冠して記載する。		
		3 他の任命権者の職員を職に補す場合には当該他		
		の任命権者の職員を局職員に任命することになる		
		が、局職員に任命する旨は記載しない。		
		4 本市以外のものに派遣している局職員の派遣を		
		解いて他の職に補す場合には派遣を解いた上で当		
		該他の職に補すことになり、また、本市以外のも		
		のに退職派遣者等として派遣している者の派遣を		
		解いて他の職に補す場合には派遣を解き局職員に		
		任命した上で当該他の職に補すことになるが、派		
		遣を解く旨又は局職員に任命する旨は記載しな		
		٧٠°		
イ	、、部、、課、、	1 局職員を2以上の職に補す兼職発令の記載例で		
	兼、、部、、課、、	ある。		
	(兼、、部、、	2 当該局職員を補すそれぞれの職の名称を当該各		
	課、、)	職が置かれている部又は事業所の名称を冠して記		
		載するとともに、兼職をさせる旨を記載する。		
		3 当該局職員を補す職が3以上の場合の職の区切		

りについても「兼」を使用する。

- 4 本市以外のものに派遣している局職員の派遣を 解いて他の職に補す場合には派遣を解いた上で当 該他の職に補すことになり、また、本市以外のも のに退職派遣者等として派遣している者の派遣を 解いて他の職に補す場合には派遣を解き局職員に 任命した上で当該他の職に補すことになるが、派 遣を解く旨又は局職員に任命する旨は記載しな い。
- ウ
 、部、課、、

 兼、、局、、部、、

 課、、
 ・部、、

 課、、
 ・部、、

 課、、
 ・
- 1 局職員を1の職に補すとともに、他の任命権者 の職員として勤務することを命じる兼職発令の記 載例である。
- 2 当該局職員を補す職の名称を当該職が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載するとともに、当該局職員が他の任命権者の職員として当該他の任命権者から補されることになる他の任命権者の職の名称を当該他の任命権者の職が置かれている当該他の任命権者の直近下位の内部組織(大阪市市長直轄組織設置条例第1条に掲げる組織、大阪市事務分掌条例第1条に掲げる組織、会計室、消防局、危機管理室、大阪市事業所事務分掌規則別表第1に掲げる事業所及び区役所、教育委員会事務局、学校園及び学校以外の教育機関並びに行政委員会事務局並びに市会事務局をいい、以下この作成要領において「局等」という。)及び当該局等の内部組織の名称を冠して記載した上で、兼職をさせる旨を記載する。
- 3 他の任命権者から補されることになる他の任命 権者の職が2以上の場合の職の区切りについても 「兼」を使用する。
- 4 本市以外のものに派遣している局職員の派遣を 解いて他の職に補す場合には派遣を解いた上で当 該他の職に補すことになり、また、本市以外のも のに退職派遣者等として派遣している者の派遣を 解いて他の職に補す場合には派遣を解き局職員に 任命した上で当該他の職に補すことになるが、派 遣を解く旨又は局職員に任命する旨は記載しな い。

Н	、、部、、課、、
	(、 、 、 部 、 、
	課丶丶)兼務

- 1 現在職に補している局職員を当該職に加えて他 の1以上の職に補す兼職発令及び現在他の任命権 者の職員で当該他の任命権者の職に補されている ものを局職員に任命し当該他の任命権者の職に加 えて他の1以上の職に補す兼職発令の記載例であ る。
- 2 加えて補す職の名称を当該職が置かれている部 又は事業所の名称を冠して記載するとともに、兼 職をさせる旨を記載する。
- 3 加えて補す職が2以上の場合の職の区切りには「、」を使用する。
- 4 他の任命権者の職員を職に補す場合には当該他 の任命権者の職員を局職員に任命することになる が、局職員に任命する旨については記載しない。

才 \ \ 局 \ \ 部 \ \ 課 \ \ (、\ \ 局 \ \) 兼務

- 1 現在職に補している局職員に当該職に加えて他 の任命権者の職員として勤務することを命じる兼 職発令の記載例である。
- 2 当該局職員が他の任命権者の職員として当該他 の任命権者から補されることになる他の任命権者 の職の名称を当該他の任命権者の職が置かれてい る局等及び当該局等の内部組織の名称を冠して記 載した上で、兼職をさせる旨を記載する。
- 3 他の任命権者から補されることになる他の任命 権者の職が2以上の場合の職の区切りには「、」を 使用する。

カ \ 、 局 、 、 部 、 、 課 、 兼 、 部 、 、 課 、 (兼 、 、 部 、 课 、)

- 1 他の任命権者の職員が当該他の任命権者の職に 補されるのに併せて、当該他の任命権者の職員を 更に局職員に任命し1以上の職に補す兼職発令の 記載例である。
- 2 当該他の任命権者の職員が他の任命権者から補 されることになる他の任命権者の職の名称を当該 他の任命権者の職が置かれている局等及び当該局 等の内部組織の名称を冠して記載するとともに、 当該他の任命権者の職員を局職員に任命して補す 職の名称を当該職が置かれている部又は事業所の 名称を冠して記載した上で、兼職をさせる旨を記 載する。
- 3 当該他の任命権者の職員を局職員に任命して補

ī	Ī	1
		す職が2以上の場合の職の区切りについても「兼」
		を使用する。
		4 他の任命権者の職員を更に局職員に任命する旨
		は記載しない。
牛	免、、部、、課、、	1 現在2以上の職に補している局職員の兼職を解
	(、 、 、 部 、 、	く転任等発令及び他の任命権者から他の任命権者
	課ヽヽ)兼務	の職に補されている当該他の任命権者の職員で更
		に局職員に任命し1以上の第2条第2項第1号に
		掲げる職に補しているものの当該同号に掲げる職
		の兼職の全部又は一部を解く転任等発令の記載例
		である。
		2 兼職を解く職の名称を当該職が置かれている部
		又は事業所の名称を冠して記載するとともに、兼
		職を解く旨を記載する。
		3 兼職を解く職が2以上の場合の職の区切りには
		「、」を使用する。
		4 当該他の任命権者の職員の局職員としての第2
		条第2項第1号に掲げる職に係る兼職の全部を解
		く場合には、当該他の任命権者の職員については
		局職員として退職させることになるが、退職させ
		る旨については記載しない。
ク	免丶丶局丶丶部丶丶	1 現在職に補している局職員で他の任命権者の職
	課ヽヽ(、ヽヽ局ヽヽ	員として当該他の任命権者から1以上の他の任命
	部、、課、、)兼務	権者の職に補されているものの当該他の任命権者
		の職員としての勤務に係る兼職の全部又は一部を
		解く転任等発令の記載例である。
		2 当該局職員が他の任命権者の職員として当該他
		の任命権者から補されている他の任命権者の職の
		名称を当該他の任命権者の職が置かれている局等
		及び当該局等の内部組織の名称を冠して記載した
		上で、兼職を解く旨を記載する。
		3 他の任命権者から補されている他の任命権者の
		職が2以上の場合の職の区切りには「、」を使用す
		る。
ケ	、、部、、課、、	1 局職員を職に補した上で本市以外のものに派遣
	ヽヽ派遣	する転任等発令(国の行政機関に派遣し当該国の
		行政機関の職員として在職させる転任等発令を除
		く。)の記載例である。
•	•	•

- 2 当該局職員を補す職の名称を当該職が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載するとともに、派遣先の法人等の名称及び当該法人等に派遣する旨を併記する。
- 3 退職派遣者等として派遣する局職員については 退職させることになるが、退職させる旨について は記載しない。
- コ \ 、部、、課、、 ※

(国の行政機関の職員として在職する場合の表の欄外の記載)

※ 同日付けで退職 し、翌日付け でいるに割愛予定

- 1 局職員を職に補した上で国の行政機関に派遣し 当該国の行政機関の職員として在職させる転任等 発令の記載例である。
- 2 当該局職員を補す職の名称を当該職が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載し、「※」を付した上で、様式の表の欄外に「※」を付し、派遣先の国の行政機関の職員として在職する場合には、当該国の行政機関の名称及び退職して国の行政機関の職員となる予定である旨を記載する。
- サ \ 、 局 、 、 部 、 、 課 、 、 (兼 、 、 局 、 、 部 、 、 課 、 、)
- 1 局職員を退職させて他の任命権者の職員とする 転任等発令の記載例である。
- 2 当該局職員が他の任命権者から補されることに なる他の任命権者の職の名称を当該他の任命権者 の職が置かれている局等及び当該局等の内部組織 の名称を冠して記載する。
 - 3 他の任命権者から補されることになる他の任命 権者の職が2以上の場合の職の区切りには「兼」 を使用する。
 - 4 他の任命権者において本市以外のものに派遣される場合の記載は、この表の局職員の記載例の例による。
 - 5 退職させる旨については記載しない。
- 4 2の(1)に掲げる人事発令について作成する様式の新職欄の記載の順序等は、次のとおりとする。
 - (1) 1の(1)のア及びエからクまでに掲げる転任等発令並びに1の(2)に掲げる兼職発令を記載する。
 - (2) 1の(1)のア及びエからクまでに掲げる転任等発令並びに1の(2)に掲げる兼職発令については、事務分掌規程第2条に規定する職の職制上の段階ごとにまとめ、その順に記載するとともに、それぞれの冒頭に「(局長級)」、「(部長級)」、「(課長代理級)」及び「(係長級)」と記載する。

- (3) 1の(1)のクに掲げる転任等発令については、冒頭に「【他の任命権者へ】」と記載した上で、他の任命権者から補されることになる当該他の任命権者の職の職制上の段階ごとにまとめ、その順に記載する。
- 5 2の(4)に掲げる人事発令について作成する様式の新職欄の記載の順序等は、4の(2) の例による。
- 6 現職欄に記載する内容は、次のとおりとする。
 - (1) 人事発令の対象者が局職員である場合は、当該局職員を現在補している職(国の行政機関に第2条第4項第7号ウに掲げる者として派遣している者にあっては、当該派遣のための退職をした際に補していた職、職に補していない局職員にあっては、現在勤務することを命じている所属及び当該所属に勤務することを命じている旨)を記載するとともに、現在本市以外のものに派遣している局職員(国の行政機関に派遣し当該国の行政機関の職員として在職させる転任等発令を除く。)については、派遣先の法人等の名称及び当該法人等に派遣している旨を併記する。
 - (2) 人事発令の対象者が他の任命権者の職員である場合は、その者が現在補されている他の任命権者の職(他の任命権者の職に補されていない他の任命権者の職員にあっては、現在勤務することを命じられている局等及び当該局等に勤務することを命じられている旨) を記載するとともに、本市以外のものに派遣されている者については、派遣先の法人等の名称及び当該法人等に派遣されている旨を併記する。
 - (3) 次の表の記載例により記載する。

	記載例	説明	
ア	ヽヽ部ヽヽ課ヽヽ	1 現在1の職に補している局職員で本市以外のも	
		のに派遣していないもの及び職に補した上で国の	
		行政機関に派遣している者についての記載例であ	
		る。	
		2 現在当該局職員を補している職(派遣先の国の	
		行政機関の職員として在職している職員にあって	
		は、当該派遣に係る発令日に補した職)の名称を	
		当該職が置かれている部又は事業所の名称を冠し	
		て記載する。	
イ	、、部、、課、、	1 現在2以上の職に補している局職員についての	
	兼、、部、、課、、	記載例である。	
	(兼、、部、、	2 現在当該局職員を補しているそれぞれの職の名	
	課、、)	称を当該各職が置かれている部又は事業所の名称	
		を冠して記載するとともに、兼職をさせている旨	
		を記載する。	
		3 現在当該局職員を補している職が3以上の場合	
		の職の区切りについても「兼」を使用する。	

、、部、、課、、 1 現在1以上の職に補すとともに当該職に加えて 兼、、局、、部、、 他の任命権者の職員として勤務することを命じて 課、、(兼、、 いる局職員についての記載例である。 局、、部、、 2 現在補している職の名称を当該職が置かれてい 課 、 、) る部又は事業所の名称を冠して記載するととも に、当該局職員が他の任命権者の職員として当該 他の任命権者から補されている他の任命権者の職 の名称を当該他の任命権者の職が置かれている局 等及び当該局等の内部組織の名称を冠して記載し た上で、兼職をさせている旨を記載する。 3 他の任命権者から補されている他の任命権者の 職が2以上の場合の職の区切りについても「兼」 を使用する。 ヽヽ局ヽヽ部ヽヽ 1 現在他の任命権者の職員として当該他の任命権 課、、兼、、部、、 者から1以上の他の任命権者の職に補されるとと 課、、(兼、、 もに当該他の任命権者の職に加えて更に局職員に 部、、課、、) 任命し1以上の職に補している者についての記載 例である。 2 現在他の任命権者の職員として当該他の任命権 者から補されている他の任命権者の職の名称を当 該他の任命権者の職が置かれている局等及び当該 局等の内部組織の名称を冠して記載するととも に、局職員に任命して補している職の名称を当該 職が置かれている部又は事業所の名称を冠して記 載した上で、兼職をさせている旨を記載する。 3 当該局職員に任命して補している職が2以上の 場合の職の区切りについても「兼」を使用する。 ヽヽ部ヽヽ課ヽヽ 1 現在職に補した上で、本市以外のものに派遣し ヽ、派遣 ている局職員(国の行政機関の職員として在職す る者を除く。) についての記載例である。 2 現在当該局職員を補している職の名称を当該職 が置かれている部又は事業所の名称を冠して記載 するとともに、派遣先の法人等の名称及び当該法 人等に派遣している旨を併記する。 、、部、、課勤務 1 現在職に補しておらず1の所属に勤務すること を命じている局職員で、本市以外のものに派遣し ていないものについての記載例である。 2 現在当該局職員に勤務することを命じている所

		属の名称を当該所属が置かれている部又は事業所
		の名称を冠して記載する。
+	 	1 現在職に補しておらず2以上の所属に勤務する
	兼、、部、、課勤務	ことを命じている局職員についての記載例であ
	(兼)、部、、課勤	る。
	務)	^{3°} 2 現在当該局職員に勤務することを命じているそ
	(特)	2 現任国政局職員に勤務することを申しているで れぞれの所属の名称を当該各所属が置かれている
		部又は事業所の名称を冠して記載するとともに、
		兼職をさせている旨を記載する。
		3 当該局職員に勤務することを命じている所属が
		3以上の場合の所属の区切りについても「兼」を
	l	使用する。
ク	() 部、、課勤務	1 現在職に補しておらず1以上の所属に勤務する
	兼、、局、、部、、	ことを命じるとともに当該所属に勤務することに
	課勤務(兼ヽヽ	加えて他の任命権者の職員として勤務することを
	局、、部、、課勤	一 命じている局職員についての記載例である。
	務)	2 現在勤務することを命じている所属の名称を当
		該所属が置かれている部又は事業所の名称を冠し
		て記載するとともに、当該局職員が他の任命権者
		の職員として当該他の任命権者から勤務すること
		を命じられている局等の組織の名称を当該組織が
		置かれている局等及び当該局等の内部組織の名称
		を冠して記載した上で、兼職をさせている旨を記
		載する。
		3 勤務することを命じている所属及び他の任命権
		者から勤務することを命じられている組織が3以
		上の場合の所属又は組織の区切りについても「兼」
		を使用する。
ケ	ヽヽ局ヽヽ部ヽヽ課	1 現在他の任命権者の職員として当該他の任命権
	勤務兼、、部、、課	者から局等に勤務することを命じられているとと
	勤務(兼ヽヽ部ヽヽ	もに当該局等に勤務することに加えて更に局職員
	課勤務)	に任命し1以上の所属に勤務することを命じてい
		る者についての記載例である。
		2 現在他の任命権者の職員として当該他の任命権
		者から勤務することを命じられている局等の組織
		の名称を当該組織が置かれている局等及び当該局
		等の内部組織の名称を冠して記載するとともに、
		局職員に任命して勤務することを命じている所属
I	Į.	.

ı				
		の名称を当該所属が置かれている部又は事業所の		
		名称を冠して記載した上で、兼職をさせている旨		
		を記載する。		
		3 局職員に任命して勤務することを命じている所		
		属が2以上の場合の所属の区切りについても「兼」		
		を使用する。		
コ	ヽヽ部ヽヽ課	1 現在職に補していない局職員で、本市以外のも		
	ヽヽ派遣	のに派遣しているもの(国の行政機関の職員とし		
		て在職する者を除く。)についての記載例である。		
		2 現在当該局職員が属している所属の名称を当該		
		所属が置かれている部又は事業所の名称を冠して		
		記載するとともに、派遣先の法人等の名称及び当		
		該法人等に派遣している旨を併記する。		
サ	ヽヽ局ヽヽ部ヽヽ	1 現在他の任命権者の職に補されている他の任命		
	課、、	権者の職員についての記載例である。		
		2 現在当該他の任命権者の職員が補されている他		
		の任命権者の職の名称を当該他の任命権者の職が		
		置かれている局等及び当該局等の内部組織の名称		
		を冠して記載する。		
		3 当該他の任命権者の職員が2以上の他の任命権		
		者の職に補されている場合及び他の任命権者の職		
		に補された上で本市以外のものに派遣されている		
		場合の他の任命権者の職の記載は、この表の現在		
		職に補している局職員の記載例の例による。		
シ	、、局勤務	1 現在他の任命権者の職に補されていない他の任		
		命権者の職員で、本市以外のものに派遣されてい		
		ないものについての記載例である。		
		2 現在当該他の任命権者の職員が勤務することを		
		命じられている局等の名称を記載するとともに、		
		勤務することを命じられている旨を記載する。		
		3 当該他の任命権者の職員が2以上の局等に勤務		
		することを命じられている場合の局等の区切りの		
		記載は、この表の現在2以上の所属に勤務するこ		
		とを命じている局職員の記載例の例による。		
ス	丶丶局	1 現在他の任命権者の職に補されていない他の任		
	、、派遣	命権者の職員で、本市以外のものに派遣されてい		
		るものについての記載例である。		
		2 現在当該他の任命権者の職員が属している局等		
1	ı	1		

の名称を記載するとともに、派遣先の法人等の名 称及び当該法人等に派遣されている旨を併記す る。 (3) 本市職員以外の者から新たに市長の事務を補助する職員として任命された者で当該任命された日に局職員に任命される職員に係る転任等発令

人 事 発 令 (人事発令の年月日) 付けで、次の	とおり人事異動を発令する。
	大阪市水道局長
新所属	氏名

((庁内ポータルサイトへの掲載年月日)掲載)

- 1 この様式は、第2条第4項第5号に掲げる発令で所属に勤務することを命じるもの のうち、本市職員以外の者から新たに市長の事務を補助する職員として任命された者 を当該任命された日に局職員に任命し一旦総務部職員課に勤務することを命じる発令 に使用する。
- 2 事務職員及び技術職員ごとに作成し、それぞれの新所属欄の冒頭に「(事務職員)」 又は「(技術職員)」と記載する。

(4) 外国への出張の発令

ア 職に補されていない局職員への発令

Y	事	怒	会
\mathcal{N}	#	71. 7	´TJ

(人事発令の年月日)付けで、次のとおり外国への出張を命ずる。

大阪市水道局長

出張国名・出張期間	所属	氏名

((庁内ポータルサイトへの掲載年月日)掲載)

作成要領

- 1 この様式は、職に補されていない局職員に外国への出張を命じる人事発令に使用する。
- 2 所属欄には、現在当該局職員に勤務することを命じている所属の名称を(1)の様式 の作成要領の8の(3)の表のアからオまでの記載例の例により記載する。

イ 職に補している局職員への発令

人 事 発 令

(人事発令の年月日)付けで、次のとおり外国への出張を命ずる。

大阪市水道局長

出張国名・出張期間	職	氏名
	コポータルサイトへの	

((庁内ポータルサイトへの掲載年月日) 掲載)

- 1 この様式は、職に補している局職員に外国への出張を命じる人事発令に使用する。
- 2 職欄には、現在当該局職員に補している職の名称を(2)の様式の作成要領の6の(3) の表のアからケまでの記載例の例により記載する。

別記第4号様式(第4条関係)

給料額等通知書

次のとおり給料額等を通知します。

所属							
氏 名		職員番号		職種			
	適用年月日	区分	表一級一号給	金額	相対評価区	分 昇給 号数	
今回				()		

抑制調整情報 ()

(参考)

	適用年月日	区分	表一級一号給	金額	İ
前回				()

※給料の特例措置、現給保障を受けている職員は()内の金額が支給額となります。

大 阪 市 水 道 局 長